

災害時における医薬品等調達に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）とティーエスアルフレッサ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品等調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「宇部市地域防災計画」に基づき甲が行う災害時における医薬品等の調達に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急等でやむを得ないときは口頭で要請し、後日、速やかに当該要請に係る文書を乙に提出するものとする。

（要請に基づく医薬品等の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、その保有する範囲内において、優先的に医薬品等を甲に供給するものとする。

2 医薬品等の供給場所については、甲が指定するものとし、当該場所において、甲の指定する者が医薬品等を確認の上、受領するものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づき乙が供給した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 協定期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、その後において期間が満了した時も、また同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月22日

甲 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇 部 市

宇 部 市 長

篠崎 圭二

乙 広島市西区商工センター一丁目2番19号
ティーエスアルフレッサ株式会社

代表取締役社長

高橋 卓詩